

国土利用計画（荒尾市計画）

— 第 四 次 —

荒 尾 市

目 次

前 文	1
1 市土利用に関する基本構想	2
(1) 荒尾市の基本的条件	2
(2) 市土利用の基本方針	3
2 市土利用の基本方向	7
(1) 利用区分別の市土利用の基本方向	7
3 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	13
(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	13
(2) 地域別の概要	15
4 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	20
(1) 公共の福祉の優先	20
(2) 国土利用計画法等の適切な運用	20
(3) 地域整備施策の推進	20
(4) 市土の保全と安全性の確保	21
(5) 環境の保全と美しい市土の形成	22
(6) 土地利用の転換の適正化	24
(7) 土地の有効利用の促進	25
(8) 市土の市民的経営の推進	27
(9) 市土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	28
(10) 指標の活用	28

前 文

荒尾市の区域における国土（以下「市土」という。）は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤である。

また、本市は、将来像を「しあわせ 優都 あらお」として、市民と行政の「協働」をまちづくりの基本的取り組み方とし、福岡都市圏と熊本都市圏の中間に位置する地理的優位性をあらゆる分野で活用しながら、暮らしやすく、交流が盛んなにぎわいのあるまちを目指すとともに、市民一人ひとりが、ふるさとの誇りを持ち、地域の人々のつながりを大切にし、豊かな自然を次世代に継承し、生きがいや夢を持つことで、『しあわせ』を感じることができる有明地域の“優都”を目指しているところである。

このため、市土の利用においても、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、市民、企業、行政等の多様な主体（以下「多様な主体」という。）によるパートナーシップのもと、市民の健康で文化的な住み良い生活環境の確保と、市土の均衡ある発展を図ることを基本理念とする。

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある国土利用を確保することを目的として、市土の利用に関する基本的な事項を定める計画であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画及び熊本県の区域について定めた県土の利用に関する基本的事項についての国土利用計画（熊本県計画）を基本として、荒尾市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想との整合を図り、策定したものである。

1 市土利用に関する基本構想

(1) 荒尾市の基本的条件

本市は、熊本県の西北端に位置し、東経 130° 26'、北緯 32° 59' 12" にあたり、南北に 7.5km、東西に 10km、総面積 5,715ha で、北は福岡県大牟田市、西は有明海に面し、南は玉名郡長洲町、東は小岱山頂を境として玉名郡南関町及び玉名市に接し、九州のほぼ中心に位置する。

地勢は、東部に小岱山を擁し、この小岱山を東端として、ここから西に面する有明海へとつながる丘陵地が広がっている。この間に万田山、屋形山、四ツ山等の山々が緑豊かな樹林地を形成し、関川、浦川、菜切川、行末川などの中小河川が丘陵地の間を蛇行しながら有明海に注いでいる。

かつて風光明媚な景観を保っていた北から南へ至る 7km の海岸線は、高潮対策事業によって変貌しつつあるが、荒尾干潟が渡り鳥の中継地及び越冬地としての国際的に重要な湿地として、ラムサール条約湿地に登録されるなど豊かな自然を有している。

また、古墳群、街道、近代化産業遺産等の歴史資源、小代焼、地域の祭り等の豊かな風土にはぐくまれた魅力ある地域文化、梨、オリーブ栽培等の特色ある農業など、多くの優れた地域資源を有している。

今後の市土の利用を計画するに当たっては、これらの地域特性をいかしつつ、次のような基本的条件を十分考慮して行う必要がある。

ア 社会的条件

全国的な人口減少社会の到来と急速な少子高齢化の進展の中で、本市においても人口は減少しているものの、総世帯数の増加がみられ、市街地においては、世帯数の増加に伴う土地需要が当面みられるものの、全体としては市街化圧力が今後は弱まり、市街地の人口密度の低下が進むことが見通される。

市街地内では、一部の新しく開発された地区での人口増加の一方、四ツ山・JR荒尾駅周辺の中心拠点における空洞化、虫食い状態での低未利用地の増加等により、土地利用効率の低下などが懸念される。

また、田園集落地域においては、高齢化、過疎化及び農林業の就業人口の減少による管理水準の低下等の要因により、耕作放棄地や管理の行き届かない森林の増加といった問題が起きており、適切な対策が必要となっている。

イ 自然的条件

近年、大規模地震、津波、高潮、風水害、土砂災害等の災害の増加や被害の甚大化が懸念される中、市土の安全性の確保に対する要請が高まっており、自然災害に対して迅速かつ適切に対応することが重要な課題となっている。

また、地球温暖化が進行し、温室効果ガス排出削減が急がれる状況や、地球規模での生態系の危機等の問題が顕在化しているため、循環と共生を重視した市土利用への取組が重要になっている。

さらに、市内の飲用水等の多くを賄う等本市の特長である豊富な地下水が近年減少傾向にあるため、これをかん養・保全することが重要である。

ウ 市民的条件

社会的及び自然的条件が変化し、良好なまちなみ景観の形成、自然とのふれあい等に対する市民の意識が高まる中、このような市民の要請に応える市土利用の質的向上を図っていくことが重要となっている。

また、市民、地域団体、市民公益活動団体等において自らが主体となり沿道や耕作放棄地での花づくり活動や海岸の美化活動を行うなど、土地に関するパートナーシップによる取組が広がっている。

このようなことから、今後は、多様な主体による協働を更に促進するなど、土地問題に対する活動を積極的に支援していくことが求められている。

(2) 市土利用の基本方針

ア 持続可能な市土管理の能動的展開

本市の基本的条件を踏まえて、全体としては土地利用転換の圧力が低下しているという状況を、市土利用の量的調整に加え質的向上をより一層積極的に推進するための機会と捉えるとともに、環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の機会と捉え、低炭素型やコンパクトなまちづくりなども視野に入れ、市土を安全かつ健全で、うるわしくゆとりあるものとし、より良い状態で次世代に引き継ぐための「持続可能な市土管理」を能動的に行っていくことが重要である。

そのためには、個々の課題に適切に対応しながら、地域ごとの柔軟な対応の下で取組を行っていくことが必要となる。

イ 持続可能な市土管理を行う際の4つの観点

持続可能な市土管理を行う際には、次の4つの観点を基本として市土管理を

行っていく。

(ア) 安全で安心できる市土利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適切な市土の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方や海面上昇など気候変動の影響への対応も踏まえ、諸機能の適切な配置、防災拠点の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、ハザードマップ等の作成、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重化及び多元化を進めるとともに、治山治水を基本とした水系の総合的管理、農地の管理保全、市土面積の約2割を占める森林の持つ市土保全機能の向上等を図ることにより、市土の安全性を総合的に高めていく必要がある。

さらに、高齢者や障がい者の自立と社会参加を進めるための生活環境の整備を図り、ユニバーサルデザインに配慮した土地利用を進める必要がある。

(イ) 循環と共生を重視した市土利用

人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、市内各河川流域における水循環と市土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、緑地及び水辺空間等「エコロジカル・ネットワーク」を構成する生態系の維持、形成などの取組による自然の保全、再生及び創出を図り、本来地域が備え持つ自然のシステムにかなった市土利用を進めていく必要がある。

(ウ) 地下水の保全に配慮した市土利用

市内の生活用水の多くを賄うなど本市にとって極めて重要な資源である地下水を総合的に保全及び管理していくために、水源かん養域における農地や森林等の保全策や汚染物質の地下浸透の防止策等を講ずる必要がある。

また、近年市街化の進展や水田面積の減少により地下水かん養機能が低下している問題についても、対策を講ずる必要がある。

(エ) うるわしくゆとりある市土利用

人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果を特質としており、かつ、人々がそのように認識する空間的な広がりを「ランドスケープ（風土景観）」と捉える。ランドスケープが良好な状態にあることを市土のうるわしさと呼ぶこととし、地域が主体となって、その質を高めていくことが重要である。

このため、ゆとりある都市環境の形成、田園集落地域を中心とした、里山の保全等の自然環境資源の確保、歴史的及び文化的景観の保存、地域の自然的及び社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全、復元、形成などを進めるとともに、市民の自然や文化とのふれあい志向に適切に対応していくことが必要である。

ウ 持続可能な市土管理を行うための3つの手法

持続可能な市土管理を行うためには、市土利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体の関わりが増大を踏まえ、市内の各地域において、総合的な観点で地域住民との合意形成を図るとともに周辺の土地利用との調和を図っていく必要がある。

同時に、土地利用の可逆性が容易に得られないことを念頭において慎重な土地利用転換や既存の土地の有効利用を重視しながら、土地利用の影響の広域性を踏まえ地域間の適切な調整を図ることや、それぞれの地域において地域の実情に即した取組を地域が主体的に促進していくことが重要である。

(ア) 多様な主体による市土管理

国、県及び市による公的な役割の発揮や土地所有者等による適切な管理に加え、多様な主体によるまちづくりや森づくり活動、農地の保全管理等の直接的な市土管理への参加、地元農産物の購入や募金活動等の間接的な市土管理への参加の促進等、幅広い市土管理の取組を展開していく必要がある。今後、市民一人ひとりが主体的に市土管理に参加するとともに、多様な主体が様々な方法で協働して取り組む、市民総参加による「市土の市民的経営」を促進していく必要がある。

(イ) 総合的な市土管理

市民の価値観やライフスタイルの多様化などの中で、身近な生活空間として土地利用を認識し、宅地や建物、道路、緑などを一連のものと捉えて快適性や安全性を考えるなど、空間における個々の土地利用を横断的に捉えるべき状況がある。

また、交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、近隣都市や新しく開発された地区での大規模集客施設の立地と古くからの商店街での低未利用地の増加が行政界を越えて連動するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況がみられる。

このように、市内各地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとして捉

えるのではなく、土地利用の相互の関係性の深まりを踏まえ、総合的に捉えて管理を行う必要がある。

(ウ) 双方向的な市土管理

地域間の交流及び連携が進む中で、都市住民が地域の緑・花づくり、有明海再生の活動に参加するなど、それぞれの地域の土地利用に対して、地域外から様々な人や団体が積極的に関与する状況がみられる。

また、都市部地域と田園集落地域は、環境保全や防災対策上密接なつながりを持つなど、地域間には相互に深いつながりがみられる。

このように都市部地域と田園集落地域は、相互に影響を及ぼし合っているため、その結びつきに配慮した形で双方向的な市土管理を行っていく必要がある。

2 市土利用の基本方向

(1) 利用区分別の市土利用の基本方向

利用区分別の市土利用の基本方向は以下のとおりとする。

なお、各利用区分を別個に捉えるだけでなく、(ア)安全で安心できる市土利用、(イ)循環と共生を重視した市土利用、(ウ)地下水の保全に配慮した市土利用、(エ)うるわしくゆとりある市土利用という4つの観点からの土地利用を推進していくことを基本として、多様な主体による総合的かつ双方向的な取組を行っていく必要がある。

ア 農地

農産物生産の場という本来的な意義に加え、地下水かん養、大気の浄化あるいは都市地域においてはオープンスペースとしての緩衝や市民生活に潤いと安らぎを与える緑地としてなど多面的な機能を有し、その存在自体が重要な役割を果たしている。

このため、田園集落地域の農地は、市民共有の財産であるという認識の下、美しい農村風景と自然環境の保全に配慮しながら農業生産基盤を整備し、農地の集約化に努め、生産性の向上に重点を置いた土地の有効活用の誘導を図る。具体的には、ほ場整備の推進、優良農地の確保と担い手への農地の利用集積などを進める。農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域にあっては、生産条件の不利を補正するとともに、地域資源の総合的な利活用に取り組みながら地域を活性化し、それを踏まえた土地利用を図る。また、市民が農地を通して自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動の場の確保の促進など、魅力ある農地利用にも努める。

耕作放棄地については、担い手への利用集積や多様な主体による様々な取組により新たな耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、既存の耕作放棄地の有効な利活用を図る。加えて、田園集落地域の美しい景観を保持するため、農地、水路等の適切な保全及び管理に努める。

都市部地域内の農地については、保全を図りつつ、良好な都市環境の形成の観点を踏まえた有効利用を図る。

イ 森林

木材資源の供給という経済的機能だけでなく、温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の吸収源対策の着実な実施、森林資源の成熟化、世界的な木材の需給動向や経済的位置付けの向上を視野に入れた林業の振興等を踏まえ、市土保全、水源かん養、保健休養等、森林の持つ多面的な公益的機能を享受しつつ、次世代に豊かな状態で継承できるような持続可能な森林経営の確立に向け、森林の保全を図る。

特に、本市の森林の場合、森林面積の 8 割近くを小岱山によって占め、自然生態系を維持する上でその果たしている役割は非常に大きい。

このため、森林の他の用途への転換はできるだけ抑制することを原則とする。

森林面積の 1 割を占めるスギ・ヒノキの人工林については、積極的な主伐により利用するとともに、伐採跡地への植栽等による的確な更新により、新たな植林未済地の発生を抑制する。

また、イノシシ等の野生鳥獣による被害、不在村森林所有者の増加等森林の管理水準の低下への対策を講ずる。

管理の行き届かない森林については、関係団体・機関等による監視体制の強化やボランティア等の多様な主体による様々な取組により機能の保持に努める。

都市部地域内及び集落周辺の森林は、居住環境保全の一環、地域の活性化に加え多様な市民の要請に配慮しつつ、適切な保全及び管理を図る。

さらに、市東部の小岱山県立自然公園内や貴重な動植物が生息・生育する森林、優れた自然の風景地など、自然環境の維持を図るべき森林については、適正な維持管理及び自然環境の再生を図り、適切に保全する。

ウ 河川・水路（農業用）・水面（ため池）

河川については、流域内の土地の自然的利用と都市的利用との均衡が保たれてこそ恩恵をもたらすものであり、ひとたびその均衡が崩れれば、たちまち洪水・氾濫によって市民生活を脅かす存在となる。このため、流域別の土地利用状況を踏まえ長期的な観点に立った施設の適切な維持管理及び更新をより一層進める。

水路（農業用）については、農地の利用形態及び周辺環境に即した整備を進める。

水面（ため池）については、農業の用に供するために必要であるばかりでなく、洪水調整機能など防災上も重要な役割を担っているため、適正な管理とその保全に努める。

なお、都市部地域内でのため池の他の用途への転換については、防災及び景観等を視野に入れて十分な検討を行うものとする。

エ 道路

一般道路については、生活、産業、文化などの都市機能を高めるための都市基盤施設の骨格を形成するため、長期的な視点に立った広域的かつ景観に配慮した道路空間の整備など総合的な交通体系の整備及び強化を図り、市土利用の効率性向上を図る。

さらに、安全で機能的な市域内の交通環境の形成と、周辺市町との連絡を改善するため、広域幹線道路及び環状骨格道路の形成並びに補助幹線道路及び区画道路の地域の実情による計画的整備等により市民生活の安全性と利便性の向上を図る。これらの骨格的な道路交通体系は、社会情勢の変化に応じて見直しを行うものとし、そのために必要な用地を計画的に確保するとともに、多様な主体による施設の適切な維持管理及び更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

一般道路の整備に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮して、道路の安全性及び快適性の向上並びに防災機能の向上、快適な歩行者空間の確保、電気、ガス、水道、下水道、電話等のライフラインの収容機能の向上等を図るとともに、地域の沿道景観や環境あるいは文化などに十分配慮した道路づくりを推進する。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理及び更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。

農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

オ 宅地

(ア) 住宅地

成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現及び秩序ある市街地形成の観点から、市街地の中に緑の丘陵地が入り込んだ本市固有の地形をいかし、良質な住宅地の確保と快適な緑住環境の整備に努めるとともに、耐震、防災、防犯及び環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図る。

また、様々な都市機能や観光施設との調和を図りながら、都市の魅力と自然環境との調和を併せ持った総合的な住宅地の形成に努め、土地区画整理事業等による住環境の改善や、良好な住宅の供給を計画的に進めるとともに、若者の定住化、高齢者や障害者などへの配慮を行い、その特性にあった住宅用地の確保に努める。

さらに、地域の自然的及び社会的特性を踏まえ、災害の発生や被害に迅速かつ適切に対応可能な市土利用を図る。

(イ) 工業用地

工業用地については、新規雇用の創出や若年者の人口流出を防ぎ産業の活性化を図るため、内陸部の増永、高浜、水野地区等を中心に、既進出企業及び地元企業の技術高度化並びに起業家支援を図るとともに活力ある企業の立地を促進し、地域バランスにも配慮しながら工業生産に必要な用地の確保を図る。

市街地に点在する住工混在地区については、極力その用途の集約に努める。また、臨海部の大島適地については、工場や流通関連施設などの用地として整備し、その活用に努める。

さらに、有害物質等を地下に浸透させないために防止策を講じて地下水保全に努める必要がある。

(ウ) その他の宅地

その他の宅地（商業用地等）については、人口規模に見合った商業の適切な配置及び集積を図るとともに、社会的及び文化的機能や交通の拠点性を高め、本市独自の経済圏を確保するため、広域的な視野の下に商業等の機能の拡充及び強化を推進していく。

従来の商店街等における低未利用地、空事務所及び空店舗については、空洞化に対応した対策事業や多様な主体に働きかけることにより土地の有効利用を図る。

また、郊外における大規模集客施設の立地については、地域の既存商業、周辺の土地利用や環境に影響を及ぼすため、影響を考慮しながら適正な立地を図る。

カ その他

(ア) 文教施設・公園緑地等

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公共公益施設の用地については、今後の人口減少及び少子高齢化社会に対応し、市民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、地域の環境保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

なお、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散に留意しながら、施設配置の適正化や集約化を図る。

また、公園緑地については、災害時のオープンスペースや地域の憩いの場、良好な景観など様々な機能が期待されていることから適切な管理を行う。

(イ) レクリエーション用地

余暇需要の増大と自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して計画的な整備を進め、有効利用を図る。

その際、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用を総合的に推進する。さらに、災害時の避難地としての機能も重視する。

(ウ) 低未利用地

都市部地域内の低未利用地は、再開発用地、防災や自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての利活用を図る。

田園集落地域の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的及び間接的に参加することにより、様々な取組で農地や市民農園等としての利活用を図る。

その際、それぞれの地域の状況に応じて施設用地や森林等への転換等有効な方策を講ずる。

(エ) 沿岸域

有明海に面する荒尾海岸の干潟は、漁業資源の宝庫であり、渡り鳥が飛来する湿地としても本市の貴重な財産である。また、良好な景観とともに親水性のある憩いの場となっているため、その環境の保全に努めていく必要がある。

このため、高潮対策事業による防災に努めるとともに、有明地域の防潮林（郷土修景美化地域）等の保全と整備により、海岸線の緑地化を推進する。さらに、漁業、レクリエーション等の利用への多様な期待があることから、自然的又は地域的特性に応じ、海の生態系や住環境の保全に十分考慮し、砂浜や干潟などの良好な維持保全に努めながら、市民に開放された親水空間としての適切な利用を図る。

また、沿岸域の多様な生態系の保全、自然海岸、藻場及び干潟の再生、景観の保全及び再生、漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策等を講じ、多様な主体による様々な取組により海岸の保全を図るなど適切な管理を行うとともに、その下で、優れた自然的地域特性を次世代に伝えるために、自然体験、環境学習等を実施し、自然とのふれあいの場として利活用を図る。

キ 市街地（人口集中地区）

2つの中心拠点を含む都市部地域において、都市機能の充実及び複合化を図り拠点の明確化を図るとともに、その周辺に住宅地が集約されたコンパクトなまちづくりを推進する。

3 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の目標年次は平成 33 年とし、基準年次は平成 22 年とする。

イ 市土の利用に関して基礎的な前提となる人口及び一般世帯数については、平成 33 年において、それぞれ約 56,000 人及び約 23,000 世帯と想定する（第 5 次荒尾市総合計画の目標人口から推計）。

ウ 市土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

エ 市土の利用区分ごとの規模の目標については利用区分別の市土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提として利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整については第 5 次荒尾市総合計画の基本構想を踏まえたものとする。

オ 市土の利用の基本構想に基づく平成 33 年の利用区分ごとの規模の目標は、表 1 のとおりである。

カ なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどに鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位 : ha、%)

区分	面積			構成比			増減面積	
	平成 22年	平成 28年	平成 33年	平成 22年	平成 28年	平成 33年	平成 22～ 28年	平成 28～ 33年
農地	1,553	1,540	1,536	27.2	27.0	26.9	▲13	▲4
田	724	718	715	12.7	12.6	12.5	▲6	▲3
畑	829	822	821	14.5	14.4	14.4	▲7	▲1
森林	917	917	917	16.1	16.1	16.1	0	0
原野等	—	—	—	—	—	—	—	—
河川・水路・水面	164	165	166	2.9	2.9	2.9	1	1
道路	338	349	358	5.9	6.1	6.3	11	9
宅地	1,048	1,085	1,119	18.3	19.1	19.7	37	34
住宅地	722	740	757	12.6	13.0	13.3	18	17
工業用地	49	64	77	0.9	1.1	1.3	15	13
その他の宅地	277	281	285	4.9	4.9	5.0	4	4
その他	1,695	1,659	1,619	29.7	29.0	28.3	▲36	▲40
合計	5,715	5,715	5,715	100.0	100.0	100.0	0	0
市街地	805	815	823	14.1	14.3	14.4	10	8

- (注) (1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。
- (2) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成22年欄の市街地面積は、平成22年の国勢調査による人口集中地区の面積である。
- (3) 構成比については、四捨五入の端数処理のため、合計が必ずしも100.0%とならない。

(2) 地域別の概要

ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの市土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性をいかしつつ地域間の均衡ある発展を図る見地から、必要な基礎条件を整備し、市土全体の調和ある有効活用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。

イ 地域別の区分は、表2のとおりとする。

表2 地域区分

地域区分	含まれる地区名
北西部地域	荒尾地区 万田地区 万田中央地区 井手川地区 中央地区 緑ヶ丘地区
南部・東部地域	平井地区 府本地区 八幡地区 有明地区 清里地区 桜山地区

(北西部地域)

四ツ山・J R 荒尾駅周辺と緑ヶ丘地区周辺は、行政、交通、商業及び業務地域を擁する本市の中心拠点として、将来ともこの機能を維持し、より高度な本市の顔として成熟させなければならない。

四ツ山・J R 荒尾駅周辺は、都市機能の集積や、公共交通機関を中心としたアクセシビリティの確保を推進しつつ、土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進し、中心拠点としての活性化を図る。その中で大規模施設跡地については、再開発等により産業、流通、観光、定住機能などの拠点となる良質な都市空間の創造を図る。

緑ヶ丘地区周辺の商業集積地の商業機能の充実、周辺住宅地の良好な居住環境の維持に努め、中心拠点としての活性化を図るとともに、教育、医療及び福祉施設が集積し、住宅団地、工業団地及び商店街の各種機能が点在している中央地区にかけての区域では、これらの諸機能をいかし自然環境に調和した姿で維持発展を図る。

臨海部の工業地域は、海辺の特有の景観との調和を図りながら工業及び流通機能の拡大に努める。

荒尾干潟に面する海岸部については、海岸保全機能と漁業資源の維持拡大に配慮しつつ、自然環境を維持すべき地域として、保全に努める。

当地域の中央にレジャー施設が立地している地区は、緑をいかした娯楽レクリエーションゾーンとして観光の中心となる地区とする。また、大牟田市に隣接する地区については、歴史的資源をいかした文化及び観光の拠点並びに環状骨格道路に沿って良好な生活環境を有する住宅地として整備に努める。

その他市街地の整備及び改善を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に基盤整備等を推進する。

また、農地と宅地が混在又は近接する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、地域ごとの特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するように、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

(南部・東部地域)

南部地域は、浦川水系及び菜切川水系に属する本市最大の水田地帯、工業団地、果樹園、原野、山林等で形成されている。浦川水系及び菜切川水系については、農業生産基盤の整備を実施した農地の保全と活用に努めるとともに、当地域の中央部については周辺環境に配慮しながら土地の立地条件をいかし、内

陸工業団地の維持及び充実に努める。なお、点在する集落地区については、その生活環境の整備に努める。

南部地域の海岸部については、荒尾干潟の自然環境保全及び海岸部特有の良好な景観の保全に努めるとともに、海岸保全機能と漁業資源の維持拡大に努める。

東部地域は、一部都市部地域としての住宅地を内包しながらも、大部分が田園集落地域に属し、関川、菜切川、行末川の各流域を中心に水田が、また、小岱山麓から丘陵地にかけて果樹栽培の農地が広がっている。

点在する集落地区については、その豊かな自然環境の保全に配慮しながら生活環境の整備に努めるとともに、農業基盤整備により農地の汎用的かつ効率的活用を図る。また、心の安らぎを与える自然レクリエーションゾーンの確保のため、小岱山及びその山麓の森林の保全に配慮しつつ整備に努める。

小岱山県立自然公園など高い価値を有する自然地域、野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地などについては、市土のエコロジカル・ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適切に保全する。

その際、外来生物の侵入や野生鳥獣による農林水産業への被害等の防止に努める。

ウ 計画の目標年次、基準年次の市土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1)に準ずる。

エ 平成33年における市土の利用区分ごとの規模の目標の地域別概要は表3のとおりである。

表3 平成33年における市土の利用区分ごとの規模の目標の地域別概要

(単位：ha、%)

区分	北西部地域				南部・東部地域			
	平成 22年	平成 33年	構成比		平成 22年	平成 33年	構成比	
			22年	33年			22年	33年
農地	146	132	9.2	8.3	1,407	1,404	34.2	34.1
田	59	52	3.7	3.3	665	663	16.1	16.1
畑	87	80	5.5	5.0	742	741	18.0	18.0
森林	76	76	4.8	4.8	841	841	20.4	20.4
原野等	—	—	—	—	—	—	—	—
河川・水路・水面	47	47	3.0	3.0	117	119	2.8	2.9
道路	111	118	7.0	7.4	227	240	5.5	5.8
宅地	573	619	35.9	38.8	475	500	11.5	12.1
住宅地	351	372	22.0	23.3	371	385	9.0	9.3
工業用地	30	49	1.9	3.1	19	28	0.5	0.7
その他の宅地	192	198	12.0	12.4	85	87	2.1	2.1
その他	642	603	40.3	37.8	1,053	1,016	25.6	24.7
合計	1,595	1,595	100.0	100.0	4,120	4,120	100.0	100.0
市街地	805	823	50.5	51.6	—	—	—	—

(注) 構成比については、四捨五入の端数処理のため、合計が必ずしも100.0%と
ならない。

- (ア) 農地については、効率的な利用と生産性の向上に努めることにより、農業生産力の維持強化を図ることとするが、住宅地、道路用地等他地目への転換により減少し、北西部地域では 132ha 程度、南部・東部地域では 1,404ha 程度となる。
- (イ) 森林については、適切な整備と保全を図ることとし、現状面積の 917ha 程度を維持する。
- (ウ) 河川・水路・水面については、北西部地域では変化がなく 47ha 程度、南部・東部地域では水路等の整備により増加し、119ha 程度となる。
- (エ) 道路については、両地域ともに一般道路や農林道の整備により増加し、北西部地域では 118ha 程度、南部・東部地域では 240ha 程度となる。
- (オ) 宅地のうち、住宅地については、北西部地域では 372ha 程度、南部・東部地域では 385ha 程度となる。
工業用地については、両地域とも増加し、北西部地域では 49ha 程度、南部・東部地域では 28ha 程度となる。
その他の宅地については、北西部地域では 198ha 程度、南部・東部地域ではほぼ変化がなく 87ha 程度となる。
- (カ) その他については、低未利用地の有効利用等による他用途への転換が見込まれ、北西部地域では 603ha 程度、南部・東部地域では 1,016ha 程度となる。
- (キ) 市街地の面積については、北西部地域において、未建築のその他の宅地の有効利用等により拡大し、823ha 程度となる。
- (ク) 上記利用区分別の規模の目標については、人口の動向、今後の経済及び社会の変動、施策の展開等により流動的な要素があることを留意しておく必要がある。

4 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

(1) 公共の福祉の優先

本市は、住みたいまち、住み続けたいまちを目指し、安全で快適な生活環境づくりとして、ユニバーサルデザインによる住み良い居住環境の整備充実や公共施設の利便性向上に努めることをまちづくりの方向性に掲げている。

そこで、土地についても、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適切な利用がなされるように努める。

このため、各種の規制措置、誘導措置等を講ずることによって、総合的な対策の実施を図る。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用と、本計画及び熊本県計画、熊本県土地利用基本計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適切な土地利用の確保と地価の安定を図る。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、国、県、近隣市町等、関係行政機関相互間の適切な調整を図る。

(3) 地域整備施策の推進

荒尾市が目指す将来像「しあわせ 優都 あらお」を基調とした56,000人定住都市を目指し、①健康で笑顔が輝く「市民優都」、②活力あふれる「産業優都」、③快適でゆとりある「生活優都」を都市づくりの基本目標として取り組む。

都市部地域と田園集落地域とが一体となった市全体を一つとする生活圏の形成に向けて、生活機能を総合的に整備し、都市部地域においては市街地の個性をいかした魅力あるコンパクトなまちづくり、田園集落地域においては各地域の特性や地域資源をいかした活力あふれるまちづくりを推進する。

各地区が相互に機能を補完し合いながら発展していくことができるよう、連携軸の整備及び強化により各地区間の結びつきを深め、交流と連携を支えるネットワークづくりを推進する。

その際、事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面等について総合的に配慮する。

ア 都市部地域においては、土地利用の上で、住工商用途の混在地区の整序や公共緑地空間の整備などにより、定住条件を整えながら社会資本ストックの効率的利用を図る。また、新興住宅地域等においては、無秩序な宅地開発を抑制し、道路などの社会資本を効率的に整備するとともに地域の特性をいかした産業の適正配置や振興を図る。

イ 田園集落地域については、農業生産や生活基盤の充実及び内陸工業団地の充実を図るとともに、豊かな自然と活気に満ちた生活環境を創造する。

(4) 市土の保全と安全性の確保

ア 本市は、干満の差が著しい有明海に面する平地部に市街地及び農地が広がり、高潮被害や河川沿いでの内水氾濫被害を受けやすい。また、市街地内、集落周辺の丘陵地及び東部の山麓部には、急傾斜地や土石流発生のおそれがある危険箇所が存在する。

このような中で、市土の保全と安全性の確保のために、河川、砂防、治山等の施設整備と土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性及び地震等への対応に配慮しつつ、適切な市土利用への誘導を図る。

また、渇水に備えるため、水利用の合理化、節水意識の高揚、地下水の保全、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進する。

イ 森林の持つ市土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、荒尾市森林整備計画に基づき、流域を基本的な単位とし、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、集落等に接近する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林指定やその適切な管理の推進、治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図る。

その際、林業の担い手の育成等を進めるとともに、森づくりボランティアネットワークの推進等、森林管理への市民の理解と参加を促し、多様な主体での様々な

森林管理のための基礎条件を整備する。

ウ 広域的な安全性を高めるため、基幹的交通及び通信ネットワークの代替性の確保等を図る。また、地域レベルにおける安全性を高めるため、市街地等において、災害に配慮した土地利用への誘導、市土保全施設や地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化及び多元化、災害時の緊急輸送道路の確保、土砂災害危険箇所への開発及び立地による危険箇所の増加の抑制等、安全な市街地の形成を図る。

高潮等による災害や海岸侵食から市土を防護するために、有明海沿岸海岸保全基本計画に基づき、保全施設の整備を図る。

その際は、防護、環境及び利用が調和した総合的な海岸保全を推進する。

(5) 環境の保全と美しい市土の形成

ア 良好な環境を確保するため、開発行為等について環境影響への配慮を十分実施することなどにより、土地利用の適正化を図る。

荒尾市環境基本条例、荒尾市環境基本計画等に基づき、地球温暖化対策及び地域の大气環境の保全策を推進するため、太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギーの導入、公共交通機関の利用促進による自動車利用の抑制や交通渋滞緩和の促進、物流効率化の促進など、地域・都市構造や交通システムの観点から環境負荷の低減に向けた土地利用を図る。

また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全及び整備を推進する。

そのためには、市民、企業及び行政の主体的な取組が不可欠であることから、自発的な活動の促進及び環境教育の推進に努めるとともに、これらの多様な主体との協働により、環境の保全の効果的な推進に努める。

イ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）による資源の循環的な利用を一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

ウ 生活環境の保全を図るため、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。

また、緩衝緑地施設や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適切な土地利用への誘導を進める。

二酸化炭素、窒素酸化物等による環境への負荷の低減に資する交通システムの構築やコンパクトなまちづくり等に配慮した土地利用を図る。

エ 本市のかけがえのない貴重な資源である豊かな地下水を確保及び保全するため、荒尾市環境基本条例、荒尾市環境基本計画等に基づき、農地や森林の適切な維持管理、公共下水道処理水の効果的利用、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水環境の確保を図る。

特に、豊かで良質な地下水を維持するため、水源かん養機能を持つ農地や森林等の保全、雨水浸透機能の強化、雨水利用施設の普及、地下水利用の合理化等により水量の保全に努めるとともに、有害物質等の使用の低減化、有害化学物質を含む地下浸透水及び排出水による地下水汚染の未然防止等に努める。

また、過剰揚水等に起因する地下水障害を防止するため、雨水の利用及び用水の循環利用に努め、地下水揚水の適正化を図る。

オ 荒尾干潟、小岱山県立自然公園をはじめ多様な自然に恵まれた市土を次世代に引き継ぐ責務がある。これらの高い価値を有する自然については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律や熊本県立自然公園条例での厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。

野生生物の生息及び生育、自然風景、稀少性等の観点からみて優れている自然については、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例での行為規制等により適切な保全を図る。

二次的な自然については、適切な農林漁業活動や市民、企業等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持及び形成を図る。

自然が劣化又は減少した地域については、その再生及び創出により質的向上及び量的確保を図る。

この場合、いずれの地域においても、生物多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止やエコロジカル・ネットワークの形成に配慮する。

また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。

さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を目的として、科学的かつ計画的な保護管理に努める。

カ 安全、環境及び景観に配慮しつつ、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山

地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や海岸の保全及び再生を図る。

キ 歴史的及び文化的景観の保存、文化財の保護等を図るため、文化財保護法を適切に運用するとともに、開発行為等の規制を行う。

特に、本市及び周辺にまたがり所在する近代化産業施設の価値を人類の歴史における文化的遺産として位置付け、その跡地の保全を図る。

加えて、美しく良好な景観形成に資するよう荒尾市景観条例を定め、荒尾市景観計画に基づき、それぞれの地域特性を踏まえた取組を通じて、緑豊かな自然と長い歴史の中で築き上げられてきた文化と生活があいまった荒尾らしい景観の保全を図る。

ク 農薬及び化学肥料の使用に配慮した環境保全型農業に積極的に取り組み、汚染物質の流出防止に努めるとともに、家畜のふん尿排出の適正管理を促進し、環境負荷の低減を図る。

ケ 開発事業を行う場合、良好な環境を確保するため、事業の実施段階において環境影響評価を実施すること、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

(6) 土地利用の転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、各規制法等に基づき、その復元の困難性、地下水かん養域のかん養面積の減少等の影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的及び社会的条件を勘案して適切に行うこととする。

特に、自然条件の勘案に当たっては、市土を生物多様性という観点から評価し、土地利用転換が生物の生息及び生育環境に与える負荷を最小限にとどめるよう配慮する。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。

イ 森林の利用転換については、森林の保続培養に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用

との調整を図る。

ウ 農地の利用転換を行う場合には、食料の安定供給、農業経営の安定、地域農業、地域景観、自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農地が確保されるよう十分考慮する。

エ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域を含めて事前に十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適切な土地利用の確保を図る。

また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、第5次荒尾市総合計画をはじめ、本市の公共用施設の整備、公共サービスの供給等に関する計画との整合を図る。

オ 田園集落地域における混住化が進行する地区において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、農地、宅地等の相互の土地利用の調和と調整を図る。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じる恐れがある場合には、制度の的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

(7) 土地の有効利用の促進

ア 農地については、ほ場整備等土地改良事業の計画的な実施により農業基盤の整備等を行い、生産性の高い優良農地の確保を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農地の利用集積を図る。

また、都市市民との交流など新しい形の農業及び農村の振興の場の確保に努めるとともに、近くに観光施設が集積する立地条件にふさわしい野菜、果樹、花き等の導入を図り、安定した農業経営の場の確保に努める。

利用度の低い農地については、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入や、不作付地の解消、裏作作付けの積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。

イ 森林については、荒尾市森林整備計画に基づき、その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備及び保全を計画的に推進し、森林機能の増進を図る。

また、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。加えて、森林の整備を推進する観点から、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を促進する。

ウ 河川・水路・水面のうち、河川については、災害の発生を防止するため、地域の特性に適合し、かつ、自然環境の保全に配慮した河川改修事業等を計画的に推進する。

多様な生物の生息及び生育環境としての機能の発揮のために、必要な水量及び水質の確保や整備を図るとともに、地域の優れた景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成に努める。

ため池や水路については、安定的かつ持続的な農業生産を維持する上で不可欠であるとともに、農業生産活動により発揮される多面的機能の確保にも大きな役割を果たしていることから、適切な維持管理を図る。

エ 道路のうち、一般道路については、環状骨格道路を基本として、都市計画道路、市道等の整備を推進するとともに、歩行者の安全の確保や歩道の段差解消等を推進してユニバーサルデザインに配慮した整備を行う。

また、道路緑化等により良好なまちなみ景観を形成し、道路空間の有効活用と質的向上を図る。

農道については、農業における重要な生産基盤であるため、計画的に必要性の高いところから順次整備をする。

オ 住宅地については、荒尾市住宅マスタープラン等に基づき、地域景観に配慮したまちなみ整備及び居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。

加えて、既存ストックの有効活用やユニバーサルデザインに配慮した住宅の普及及び啓発、住宅の長寿命化並びに既存住宅の市場整備を通じて、持続的な利用を図る。

また、建設時期の古い団地の再生、住宅の更新、低未利用地の高度利用、定住促進施策の充実等により地域の活性化に貢献する住まいづくり・まちづくりを推進することで、豊かな住生活の実現を図る。

さらに、中心拠点については、都市機能の集約とまちなか居住の促進を図り、また、郊外部においては無秩序な開発を抑制し、にぎわいのある中心拠点の再構築を図る。

カ 工業用地については、地域社会との融和及び自然との調和を基調に工場環境の整備を進めるとともに、工業系用途地域への移転誘導等、地域の条件に合致した土地の有効利用を図る。

その際、地域社会との調和、環境への負荷低減及び公害防止を図る。

また、既存の工業団地のうち未分譲地等の有効利用を促進する。

キ 低未利用地のうち、耕作放棄地については、市土の有効利用並びに市土及び環境保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、新たな耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、既存のものに対しては農地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地、森林等への転換を図る。

また、未利用状態が続いている炭鉱関連施設跡地や、農地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、市土の有効利用及び本市の活性化の観点から新たな土地需要がある場合には、優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生や文化的資源の保全を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適切な活用を促進する。

ク 空き地、未利用地が多く存在しており、景観面及び環境面だけでなく、防犯上の問題等もあるため、土地の所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導する。

(8) 市土の市民的経営の推進

次世代へ引き継ぐべき共有財産である市土について、土地所有者のみならず、土地所有者以外の者も含めた多様な主体の協働による市土の管理を推進する。

このことにより、市土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着を深めるきっかけ、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な市土の利用に資する効果が期待できる。

このため、国、県及び市による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森づくりボランティアネット等による森づくり活動をはじめ、水と緑の財産づくりのための農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄附など、市民総参加による「市土の市民的経営」の取組を推進する。

そして、パートナーシップの理念に基づいたこれらの取組を次世代に引き継ぐことにより、持続可能な市土管理へと発展させる。

(9) 市土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

市土の適正な利用を図るため、必要に応じて科学的かつ総合的な把握を一層充実することとし、土地に関する情報の整理、自然環境保全調査等の市土に関する基礎的な調査を推進するとともに、市民等と情報を共有し、その総合的な利用を図る。

加えて、市民の市土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、GIS（地理情報システム）等の活用による調査結果の普及及び啓発に努める。

さらに、市土の有効利用のため、市民をはじめ、広くUJIターン希望者等へ地価、空き家・空き店舗等の土地の有効利用に必要な情報の提供を図る。

(10) 指標の活用

持続可能で適切な市土の利用に資するため、計画の推進等に当たって各種指標の活用を図る。

また、今後の市土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ必要に応じ、点検及び見直しを行う。

国土利用計画（荒尾市計画）

－第四次－

参考資料

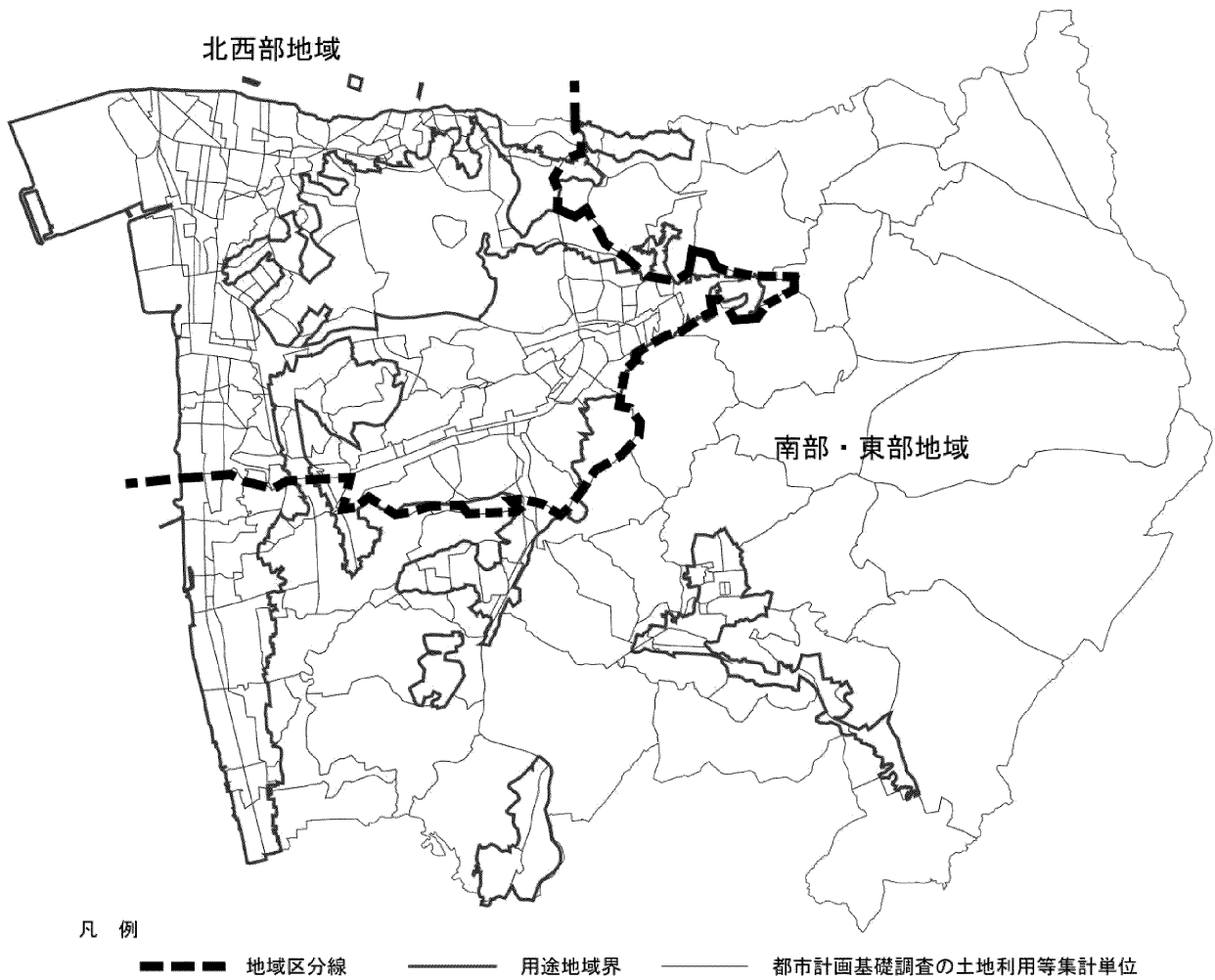
目 次

1	利用区分の定義	－1－
2	地域区分図	－2－
3	土地利用概要図（土地利用現況図）	－3－
4	土地利用概要図（土地利用構想図）	－4－
5	国土利用計画（荒尾市計画）－第四次－の用語解説	－5－
6	荒尾市国土利用計画策定委員会 委員名簿	－11－

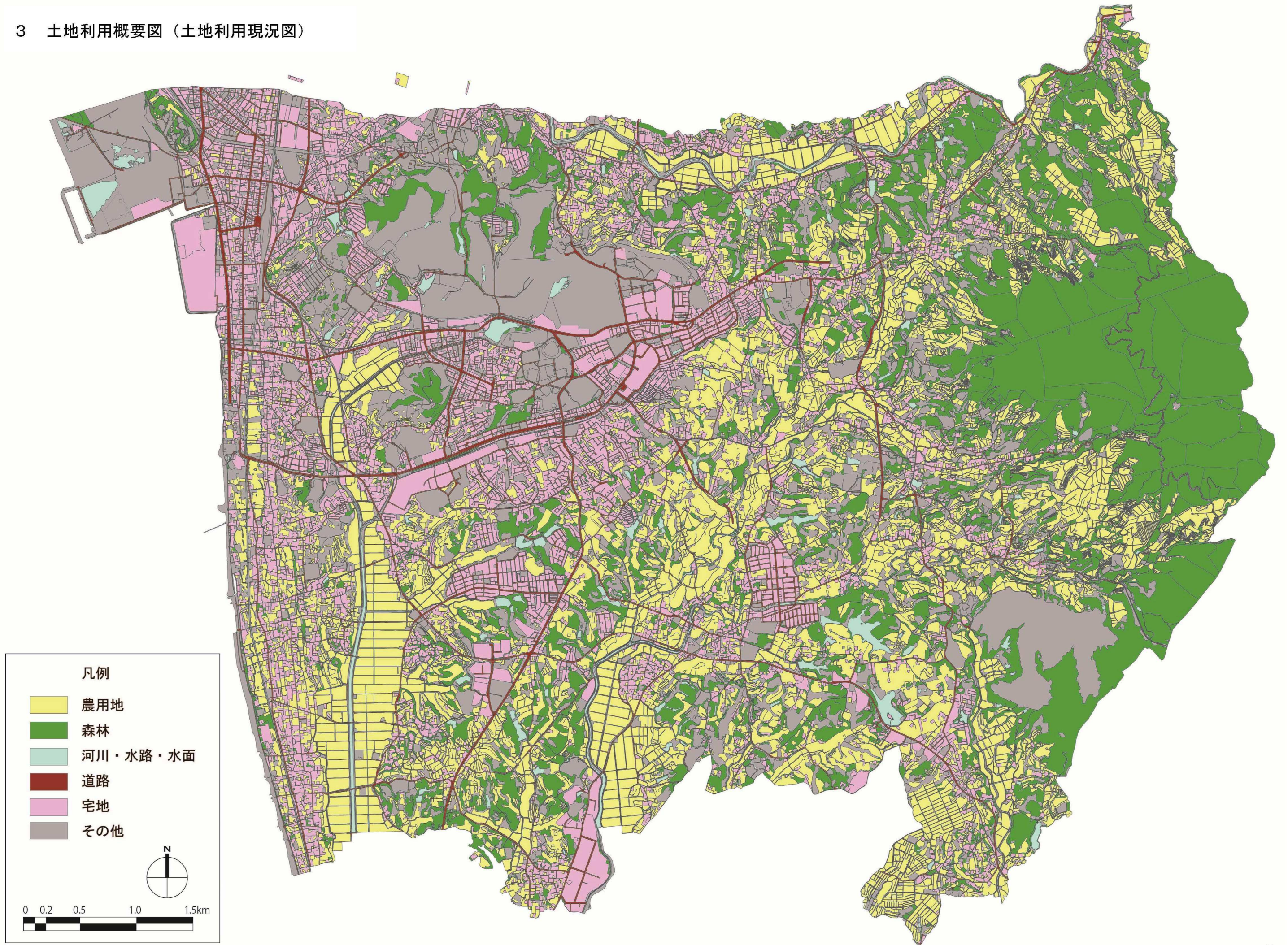
1 利用区分の定義

利用区分	定義
1 農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含む。
2 森林	森林法第2条第1項に定める森林を対象とし、国有林と民有林の合計である。 1) 国有林 森林法第2条第3項に定める国有林 2) 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって、同条第3項に定めるもの
3 原野等	農地法第2条第1項に定める採草放牧地と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林（林野庁所管分に限る。）を除いた面積の合計である。
4 河川・水路・水面	水面、河川及び水路の合計である。 1) 水面 湖沼(人造湖及び天然湖沼)並びにため池の満水時の水面 2) 河川 河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域 3) 水路 農業用排水路
5 道路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部(車道、中央帯及び路肩)、歩道部、自転車道部並びに法面 <small>のり</small> からなる。 1) 一般道路 道路法第2条第1項に定める道路 2) 農道 農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道 3) 林道 国有林林道及び民有林林道
6 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。
(1) 住宅地	「固定資産の価値等の概要調書」の評価総地籍の住宅用地に、非課税地籍のうち、公営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの
(2) 工業用地	「工業統計調査(用地・用水編)」にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの
(3) その他の宅地	(1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地
7 その他	市土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「河川・水路・水面」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。
市街地	国勢調査における「人口集中地区」である。

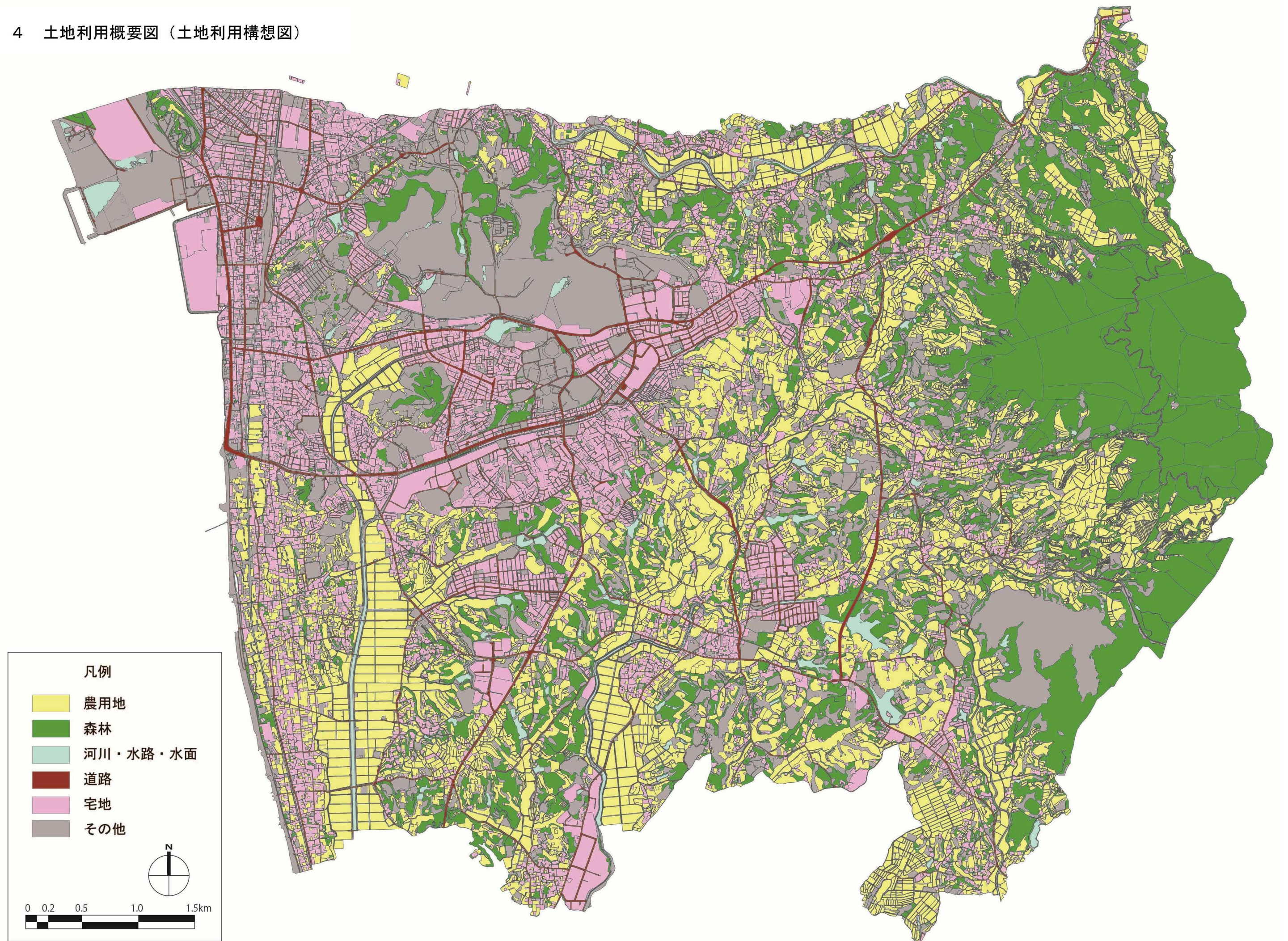
2 地域区分図



3 土地利用概要図（土地利用現況図）



4 土地利用概要図（土地利用構想図）



5 国土利用計画（荒尾市計画）－第四次－の用語解説

あ行

・一般世帯

世帯のうち、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②間借りの単身者や下宿屋等に下宿している単身者、③会社、官公庁等の独身寮に居住している単身者をいう。

なお、一般世帯以外の世帯には、施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者等）がある。

・うるわしさ

地域において人間の営みと生態系が健全な状態で調和しているなど、市土の総合的な質の高さをいう。

・エコロジカル・ネットワーク

人と自然との関係を十分認識した上で、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として分断された生物種の生息・生育空間を相互に有機的につなぐことにより、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワークを形成することによって、劣化した生態系の回復を図り、生物多様性の保全を図ろうとする考え方

・オープンスペース

公園、道路、河川、学校グラウンド、立入りが可能な空地等をいう。

か行

・環境衛生施設

上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、共同墓地及び火葬場をいう。

・環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもの

・緩衝緑地

工場、道路等生産輸送活動が行われる土地と住宅地等日常生活が展開される土地を必要に応じて分離し、居住環境の悪化を防止するための緑地をいう。

・基準年次

計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時において様々な実績値を網羅的に把握できる直近の年次としている。

・協働

パートナーシップの関係を前提として、課題や目的を共有しながら、より良いものを創り上げていく具体的な「行為や行動」をいう。

・居住環境

通勤通学や買物の利便性、生活関連施設の整備状況、近隣における自然の豊かさ、災害に対する安全性等、居住地の良好さを指した環境をいう。

・熊本都市圏

熊本市への通勤・通学率が概ね 15%以上の市町村をいう。具体的には、熊本市、宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、

甲佐町、山都町となる。

・健全な水環境

治水や利水に対する県民の要望が充足され、同時に環境の保全に果たす水の役割が損なわれないなど、水の循環系において様々なニーズや機能がバランスよく良好に保たれた状態をいう。

・公園緑地

公園、広場、墓園等都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進等健康で文化的な都市生活を確保するための土地をいう。

・公共公益施設

道路、広場、河川、水路等の公共施設、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公益施設、官公庁その他の公用施設及び電気、ガス、水道、電信など公益事業として運営される施設の総称。本計画では、道路、河川等の公共施設及びこれらの中に収納されるライフライン施設を除く公益施設を主とした意味で用いる。

・耕作放棄地

過去1年以上作物を栽培せず、かつ、この数年間に再び耕作する考えのない土地をいう。

・厚生福祉施設

病院、保健所、社会福祉施設など国民の健康で幸福な生活に資する施設をいう。

・交通施設

道路、鉄道、空港など交通の用に供される施設をいう。

・混住化

従来、大部分が農家で構成されていた農村地域において、都市からの移住者や農家の分家、離農等により非農家が増加し、農家・非農家が混在した状態で居住する現象をいう。

・コンパクトなまちづくり

都市への人口や産業などの集中に対して、居住地となる市街地（市街化区域や用途地域）の拡大施策を取り続けてきたこれまでの都市政策に対して、人口減少、少子・高齢化やエネルギー消費からみた地球環境問題への対処等の視点から、その姿勢を転換させようという考え方。例えば、中心市街地や鉄道周辺等、既存の都市としての諸機能（居住、就業、行政、医療、福祉、教育等）が集積された地区の集積の密度を高めることによって、市街地の広がりを抑え、移動距離が短くて通勤、通学、買物等の日常的な生活活動のほとんどが歩いて行ける範囲内で行える、人や環境にやさしいまちづくりを目指すもの。移動に要するエネルギーを削減することが地球環境問題への対応などにつながる。

さ行

・砂防

台風や集中豪雨さらには地震や火山噴火などにより引き起こされる土砂災害の防止を進め、市土の保全を図ること。

・GIS（ジー・アイ・エス）

地理情報システム（Geographic Information System）のこと。コンピュータ上に地図情報や様々な付加情報を持たせ、作成・保存・利用・管理し、地理情報を参照できるように表示・検索機能をもったシステム

・持続可能な森林経営

国連環境開発会議で採択された森林原則声明において初めて用いられた言葉

(sustainable forest management) であり、森林の取扱いに際して規範とすべきキーワードとして、現在各国で用いられている。具体的には、木材、水、燃料、野生生物の生息・生息地、景観等様々な財及びサービスを森林が将来にわたって供給できるよう森林を持続的に経営していこうというものであり、現在その基準等に関する国際的な取決めが行われている。

- ・ **市土**

土地、水、自然等の市土資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。市土の範囲は、第一義的には海を含め主権的な利用権が及ぶ範囲であるが、国土利用計画においては、市民がその地域を生活や生産の場として使い、あるいは使う見通しがあり、かつ、保全と利用の調整等計画によって秩序ある利用を図る必要のある範囲を計画の対象としていることから、具体的には海域は沿岸域までとしている。

- ・ **市土資源**

土地、水、自然等をいう。地表面そのもの又は地表面に展開し、人間にとって様々な価値をもたらす素材である。

- ・ **市土保全機能**

土砂の移動を防止し、洪水の発生を防ぐなど、市土の保全に資する機能をいう。

- ・ **市土利用**

土地、水、自然という側面からみて、市土を利用することをいう。土地利用と比較して、市土利用は水や動植物等の利用を含むことから、より広範な概念である。

- ・ **社会資本**

国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設。公共的便益を生産する固定資本。道路・港湾・工業用地などの生産関連と、住宅・公園・上下水道などの生活関連に大別される。社会資本ストックとは、既に整備された現存するもの又はその価値を指す。

- ・ **諸機能**

生産機能、商業機能等人間が形成した社会的機能を総称したものである。一般的には、中枢管理機能等高次の機能を意識して用いられることが多い。

- ・ **人口集中地区（D I D）**

「国勢調査」の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1 k m²当たり約4,000人以上）が隣接し、連担した区域全体の人口が5,000人以上になる区域をいう。

- ・ **森林資源**

資源として見た場合の森林をいう。原料・材料をはじめ保健休養、情操のかん養など、人間にとっての利用価値の意味を込めた用語である。

- ・ **森林の持つ多面的な公益的機能**

水資源かん養（水資源を保持し、洪水流量等を調整する機能）、山地災害防止機能（土砂崩壊、土砂流出等の山地災害や山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能）、保健休養機能（人間の精神的・肉体的健康の維持増進に寄与する機能）及び自然環境を保全・形成する機能のほか、酸素供給・大気浄化機能、騒音防止機能等をいう。

- ・ **森林の保続培養**

現在ある森林資源を、その賦存量や質的状況、配置などに配慮しながら合理的かつ計画的に維持・増大していくことをいう。

- ・ **生活環境**

日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、我々の日常生活を取り巻く環境をいう。

・ **生活関連施設**

学校、病院、公園、図書館などの教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂などの消費施設、交通施設その他の都市基盤施設をいう。

・ **生態系**

植物、動物、微生物などの生物的要素と、それを取り巻く大気、水、土壌などの非生物的要素から成り立ち、それらの要素が物質的循環などを通じて複雑に関係し合い、全体として一つの系が保たれている状態をいう。

・ **生物多様性**

生物の多様さとその生息環境の多様さを表す概念である。生物多様性は「生態系の多様性」、「生物種の多様性」、「遺伝子（種内及び個体群）の多様性」の3つのレベルから捉えることができる。

た行

・ **多面的機能**

農地や森林の多面的機能としては、水資源かん養（水資源を保持し、洪水流量等を調整する機能）、洪水や山崩れ、土壌の浸食・流出の防止といった国土保全機能、水田における窒素の吸収、吸着等による水質浄化、多様な生物層の保全等を通じての環境保全機能、さらには、緑豊かな景観の維持、都市住民の憩いの場の提供等の機能があげられる。

・ **地域防災拠点**

地域レベルにおいて災害対策活動の拠点となる施設。備蓄倉庫や貯水槽が設置されている防災センター、広場、学校などが該当する。

・ **治山**

荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通して水資源のかん養と土砂流出の防止を進め、市土の保全及び水資源の確保を図ること。

・ **低未利用地**

利用がなされていない土地又は立地条件から見てその利用形態が社会的に必ずしも適切でない（低位な）土地。未利用の空地、耕作放棄地、工場跡地、都市中心部の青空駐車場、資材置場などをいう。

・ **都市的土地利用**

住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用をいう。

な行

・ **二次的な自然**

人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然をいう。

は行

・ **パートナーシップ**

通常、従属的、依存的でない対等な関係、すなわち、お互いに信頼し合い、お互いの主体性や特性を尊重し合いながら、お互いに責任を持つという「関係性」として用いられる。

荒尾市においては、単なる関係性にとどまらず、そのような関係づくりを推進していく「行動原理」という価値観を含んだ「理念」として位置付け、福祉、環境、防災などの公共的課題を行政だけでなく、市民や地域が力を合わせ、それぞれが地域づくりに必要な役割を担い、共通の目的・目標を達成することを「協働による地域づくり」としている。

・ **福岡都市圏**

福岡市への通勤・通学率が概ね 15%以上の市町村をいう。具体的には、福岡市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町となる。

・ **不作付地**

所定の調査期日において、作物の作付（非永年性作物）又は栽培（永年性作物）が行われていない土地をいう。

・ **文教施設**

学校、図書館などの国民の教育、文化の向上に資する施設をいう。

・ **保安林**

公益的機能を特に発揮させるべき森林として、森林法により指定された森林をいう。

ま行

・ **水環境**

水を中心に捉えた環境をいう。水質、水量、水生生物及び水辺地を含む概念である。この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。

・ **目標年次**

計画の最終目標として設定した年次である。

や行

・ **優良農地**

土地生産力が高くかつ大規模で集団化していて労働生産性の向上に期待がもてる農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地をいう。

・ **ユニバーサルデザイン**

「全ての人のためのデザイン」のことであり、年齢、性別、国籍（言語）や障害の有無等に関係なく、最初から誰もが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味する。また、情報、サービスやコミュニケーションも含む「全ての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われている。

ら行

・ **ライフライン**

生活の幹線、すなわち都市生活を営む上での命綱であり、①公共性が高い、②システムやネットワークが形成されている、③物資・情報等の伝達機能を有している等の特徴を有している。具体的には電気・ガス・上下水道・交通・通信といった狭義の施設と、これらに工業用水道・廃棄物等の処理システム、農業用溜池、空港等を加えた広義の施設がある

が、国土利用計画の対象としては主として狭義の施設を考えている。

・ラムサール条約登録湿地

1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」を「ラムサール条約」と呼ぶ。

条約に加入する国々は、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準に従って指定し、条約事務局へ通知することにより、指定された湿地は「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録される。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地として定義している。

・ランドスケープ

英語の Landscape という語は、景色、風景、眺望などと訳される。近年においては造園、建築、都市計画などの様々な分野で使われている。本市の計画においては、それを視覚的な意味合いのみで捉えるのではなく、「人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果を特質としており、かつ、人々がそのように認識する空間的な広がり」を意味するものとした。

・緑地帯

環境保全等を目的として道路沿いや空港周辺などに設置されている一群の樹林地をいう。

6 荒尾市国土利用計画策定委員会 委員名簿

	団体	役職	名前
学識経験を有する者	熊本学園大学	教授	宇野 史郎 ◎
関係団体が 推薦する者	荒尾商工会議所	工業建設委員会 委員長	外屋敷 豊 ○
	荒尾市農業委員会	会長	古城 義郎
	荒尾市行政協力会	副会長	三浦 亮一
関係行政機関の職員	玉名地域振興局	局長	村山 栄一
住民の代表者	女性ネットワーク荒尾		大倉 芳子
	熊本県建築士会 あらたま支部	運営委員	松本 一平

◎委員長 ○副委員長

事務局

事務局	荒尾市 建設経済部 土木課
コンサルタント	株式会社アーバンデザインコンサルタント